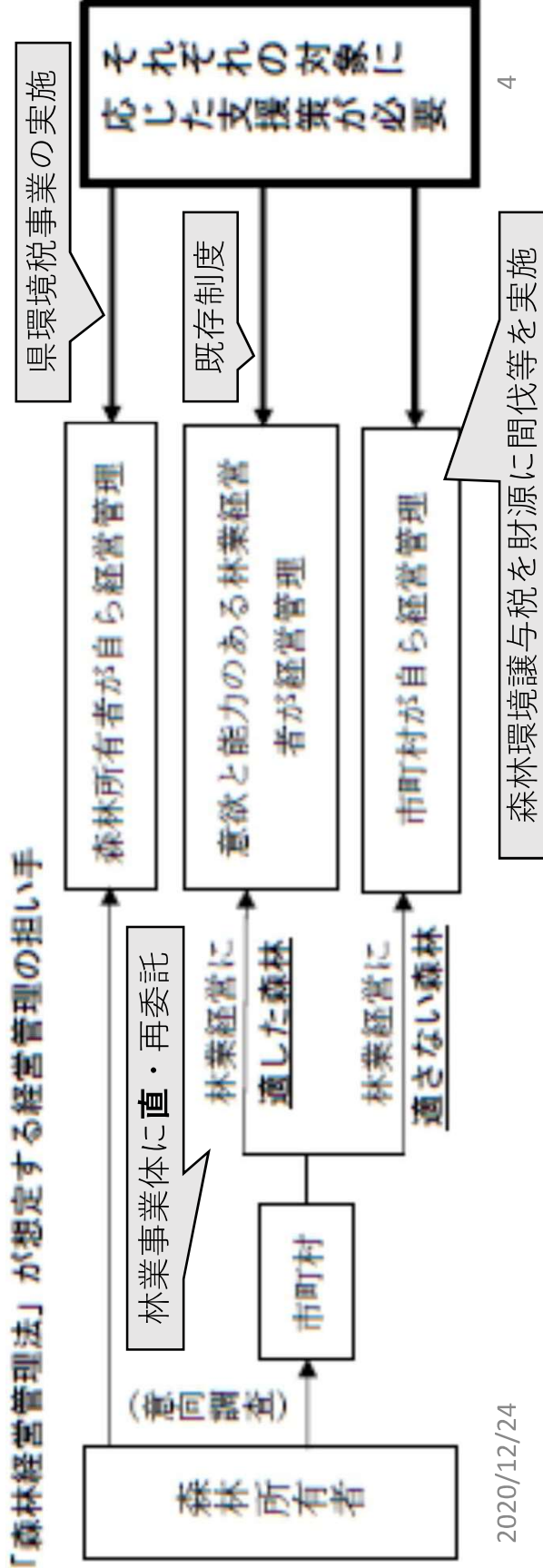


4. ① 森林経営管理の担い手について

- 山村地域では人口減少が進み、不在村若しくは所有者不明の森林が増加し、一部の森林所有者は森林の経営意欲を失っています。そこで、平成30年5月、経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、地域の民間事業者と連携しながら森林管理を進める「森林経営管理法」が制定され平成31年4月に施行されました。
- この法律では、所有者に経営管理の責務があることを明確化したうえで、民間事業者等に委託しない森林については、市町村が自ら経営管理を行い、森林の適正な経営管理を確保することとしています。
- したがって今後は、森林経営の担い手は、「森林所有者」、「委託を受けた民間事業者」、「市町村」の3者になることを踏まえたと支援策を検討していく必要があります。
- 併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。

○ 「森林経営管理法」が想定する経営管理の担い手



・協定の締結と環境保全林の指定

○環境保全林整備事業の実施に関する協定書（抜粋）

（協定の目的）

第1条 環境保全林整備事業の対象となる森林の所有者○○○（以下「甲」という。）、事業主体の長である○○○○（以下「乙」という。）及び○○○市（町村）長（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる森林の水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持・向上・回復を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。（10年以上）

○100年の森林づくり計画（森林配置計画）

林班ごとに区分、木材生産林と環境保全林を明確化（H29年度）

100年の先の望ましい森林の配置計画面積
（岐阜県下）

木材生産林:	199, 170ha
環境保全林:	483, 974ha
観光景観林:	50, 268ha
生活保全林:	17, 024ha

「うち瑞浪市では」

木材生産林:	4, 770ha
環境保全林:	7, 191ha
観光景観林:	1, 077ha
生活保全林:	9ha

区分ごとの定義・対象とする森林

区分	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる目的が木材の生産である森林 ・主伐と更新を行う森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の高度な発揮を期待する森林 ・木材生産による採算が見込めない森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた森林景観の形成により、観光振興に寄与できる森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木の危険、獣害などから住民生活を守るための森林
主に対象とする森林	<ul style="list-style-type: none"> ・造林の適地で、団地的なまとまりがある森林 ・木材の搬出条件が整っている森林 ・木材生産に関する具体的な計画がある森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能を重視すべき森林 ・木材生産による採算が見込めない森林 ・保安林などの法規制がある森林 ・木材生産林以外の森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光道路から眺望でき、景観的価値が高い森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落や生活道路等に隣接する森林の区域 

- すべての森林は原則として、木材生産林または環境保全林のいずれかに区分
- 木材生産林と環境保全林は重複しないが、これらと観光景観林、生活保全林は重複可